

# 保育所等利用待機児童数（平成 29 年 10 月 1 日現在） の状況について

－平成 29 年 10 月 1 日現在の集計結果をとりまとめました－

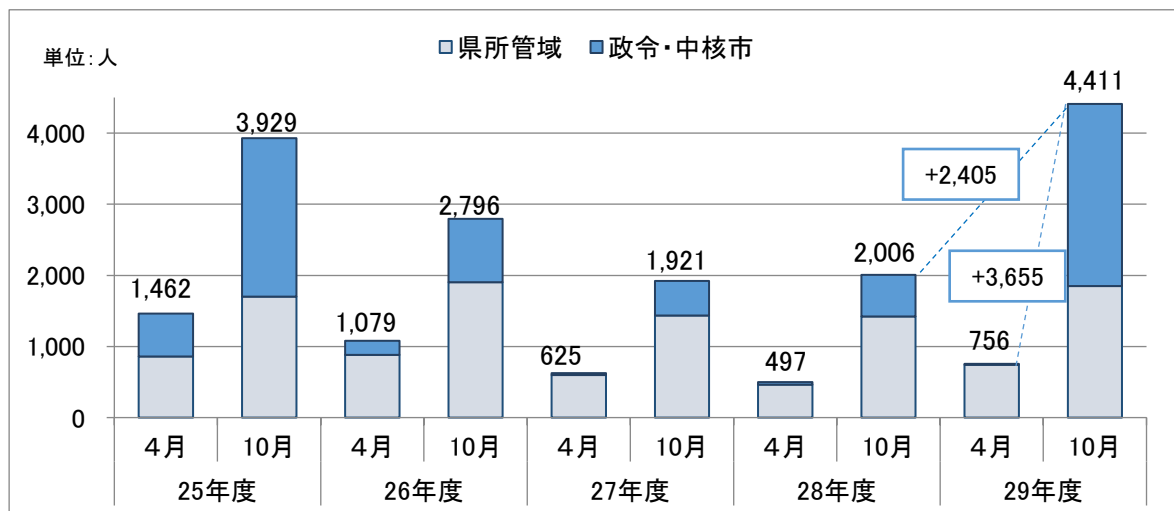
## 1 待機児童数の状況

平成 29 年 10 月 1 日現在の県内の保育所等利用待機児童数は 4,411 人となり、平成 28 年 10 月と比較して 2,405 人増加しました。また、平成 29 年 4 月と比較して 3,655 人増加しました。

<過去 5 年の待機児童数の推移>

(単位：人)

区分	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		H28-H29 前年 同月比 (A)-(C)	H29 4月-10月 増減 (A)-(B)
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月 (C)	4月 (B)	10月 (A)		
神奈川県 総計	1,462	3,929	1,079	2,796	625	1,921	497	2,006	756	4,411	2,405	3,655
政令市 中核市	604	2,226	199	893	29	486	32	586	14	2,563	1,977	2,549
県所管域	858	1,703	880	1,903	596	1,435	465	1,420	742	1,848	428	1,106



### 待機児童の定義の変更に伴う対応について

- 待機児童数は、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領（以下、「調査要領」という。）」の待機児童の定義に基づき集計しています。
- 平成29年3月31日付通知で調査要領が改正され、待機児童の定義が変更されましたが、平成29年10月1日現在の調査については、引き続き、改正後の調査要領によりがたい場合、改正前の調査要領によることができるとされており、今回は3市町が一部、改正前の調査要領により待機児童数を集計しています。

## 2 保育所等利用申込・利用待機状況

平成29年10月1日現在

(単位:人)

項目	人数	年齢別内訳		平成28年 10月1日現在	対前年比
		3歳未満	3歳以上		
就学前児童数 (A) ※1	435,837	(214,912)	(220,925)	439,530	▲ 3,693
保育所等利用申込者数 (B) ※2	164,292	(81,455)	(82,837)	156,935	7,357
利用児童数 (C)	148,145	(66,233)	(81,912)	140,766	7,379
保育所 (保育所型認定こども園含む)	137,659	(59,190)	(78,469)	132,706	4,953
認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型・地方裁量型)	5,428	(2,011)	(3,417)	4,256	1,172
地域型保育事業 ※3	5,058	(5,032)	(26)	3,804	1,254
保留児童数 (D)=(B)-(C)	16,147	(15,222)	(925)	16,169	▲ 22
預かり保育を実施している幼稚園 ①	40	(2)	(38)	17	23
国庫補助を受けている認可外保育施設 ②	25	(11)	(14)	82	▲ 57
企業主導型保育事業 ③ ※4	36	(34)	(2)	0	36
地方単独補助を受けている認可外保育施設 ④	3,601	(3,391)	(210)	3,638	▲ 37
求職活動中のうち、求職活動を休止 している者 ⑤	1,411	(1,284)	(127)	1,753	▲ 342
特定の保育所を希望し、保護者の私 的な理由により待機している者 ⑥	4,905	(4,547)	(358)	3,958	947
育児休業中の者 ⑦	1,718	(1,713)	(5)	4,715	▲ 2,997
待機児童 (E)=(D)-(①~⑦)	4,411	(4,240)	(171)	2,006	2,405

※1 就学前児童数は、神奈川県年齢別人口統計調査結果 (H29.1.1時点) の数

※2 保育所等：保育所、認定こども園 (幼稚園機能部分を除く) 及び地域型保育事業

※3 地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業

※4 企業主導型保育事業：仕事と子育ての両立に資することを目的として、平成28年度に国が創設した新たな事業形態。企業が自社の従業員の子どもや地域の子どもを受け入れるために設置した保育施設。

### 3 市町村別・保育所等利用待機児童数の推移

(各年10月1日現在、単位：人)

市町村名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (B)	29年度 (A)	対前年比 (A)－(B)	保育児童 数 ※1	適用 ※2
横浜市	2,493	1,463	302	231	252	292	391	1,877	1,486	5,917	新
川崎市	1,692	1,586	1,485	1,534	339	89	100	374	274	4,334	新
相模原市	827	696	490	328	232	64	58	248	190	800	新
横須賀市	108	106	86	133	70	41	37	64	27	324	新
<b>政令・中核 計(A)</b>	<b>5,120</b>	<b>3,851</b>	<b>2,363</b>	<b>2,226</b>	<b>893</b>	<b>486</b>	<b>586</b>	<b>2,563</b>	<b>1,977</b>	<b>11,375</b>	
平塚市	108	98	112	102	174	118	164	163	▲1	407	一部旧
鎌倉市	106	86	76	60	103	70	108	69	▲39	260	一部旧
藤沢市	472	461	483	426	478	153	99	365	266	1,210	新
小田原市	47	51	73	60	60	79	90	99	9	257	新
茅ヶ崎市	163	145	160	174	169	196	160	116	▲44	351	新
逗子市	22	28	39	21	32	12	36	44	8	103	新
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	新
秦野市	82	60	36	40	43	82	36	94	58	160	新
厚木市	307	212	234	263	267	171	155	145	▲10	322	新
大和市	182	196	198	234	218	122	139	255	116	550	新
伊勢原市	39	30	32	27	37	66	79	85	6	134	新
海老名市	53	48	50	51	71	40	45	89	44	182	新
座間市	104	118	83	104	94	101	103	123	20	300	新
南足柄市	3	0	5	7	8	24	26	23	▲3	58	新
綾瀬市	42	39	32	52	45	92	73	36	▲37	74	新
葉山町	31	29	38	37	38	24	26	58	32	115	一部旧
寒川町	10	9	11	14	15	16	19	18	▲1	57	新
大磯町	16	11	12	11	23	24	20	27	7	50	新
二宮町	1	0	2	2	6	10	5	7	2	30	新
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	新
大井町	3	0	0	0	1	1	5	4	▲1	15	新
松田町	2	2	2	0	6	0	1	0	▲1	0	新
山北町	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	新
開成町	1	1	0	2	0	9	12	0	▲12	1	新
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	新
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新
湯河原町	4	6	3	7	3	0	6	0	▲6	5	新
愛川町	8	5	7	8	10	18	13	28	15	113	新
清川村	2	0	1	1	2	5	0	0	0	0	新
<b>県所管計 (B)</b>	<b>1,808</b>	<b>1,635</b>	<b>1,689</b>	<b>1,703</b>	<b>1,903</b>	<b>1,435</b>	<b>1,420</b>	<b>1,848</b>	<b>428</b>	<b>4,772</b>	
<b>県合計 (A)+(B)</b>	<b>6,928</b>	<b>5,486</b>	<b>4,052</b>	<b>3,929</b>	<b>2,796</b>	<b>1,921</b>	<b>2,006</b>	<b>4,411</b>	<b>2,405</b>	<b>16,147</b>	
前年増減	384	△1,442	△1,434	△123	△1,133	△875	85	2,405			
前年比	105.9%	79.2%	73.9%	97.0%	71.2%	68.7%	104.4%	219.9%			

※1 保育児童数とは、保育所等への利用申込みをしているが、利用できていない児童の数。

※2 保育所等利用待機児童数調査要領（待機児童の定義）の新旧の適用状況を記載。「一部旧」とは、変更となった待機児童の定義のうち、一部の項目のみ旧定義を適用しているもの。

#### 4 市町村別・保育所等利用待機児童数の状況(4月・10月比較)

市町村名	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
横浜市	0	231	20	252	8	292	7	391	2	1,877
川崎市	438	1,534	62	339	0	89	6	100	0	374
相模原市	132	328	93	232	0	64	0	58	0	248
横須賀市	34	133	24	70	21	41	19	37	12	64
<b>政令・中核計 (A)</b>	<b>604</b>	<b>2,226</b>	<b>199</b>	<b>893</b>	<b>29</b>	<b>486</b>	<b>32</b>	<b>586</b>	<b>14</b>	<b>2,563</b>
平塚市	30	102	35	174	0	118	0	164	32	163
鎌倉市	27	60	55	103	50	70	44	108	47	69
藤沢市	277	426	258	478	83	153	55	99	148	365
小田原市	18	60	19	60	16	79	22	90	24	99
茅ヶ崎市	174	174	140	169	115	196	89	160	18	116
逗子市	18	21	30	32	4	12	19	36	26	44
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦野市	6	40	8	43	51	82	0	36	49	94
厚木市	18	263	28	267	17	171	10	155	48	145
大和市	147	234	128	218	25	122	0	139	0	255
伊勢原市	14	27	17	37	9	66	47	79	58	85
海老名市	21	51	42	71	35	40	27	45	58	89
座間市	43	104	39	94	39	101	43	103	79	123
南足柄市	0	7	2	8	9	24	18	26	9	23
綾瀬市	17	52	18	45	45	92	44	73	47	36
葉山町	30	37	28	38	40	24	9	26	47	58
寒川町	9	14	11	15	10	16	10	19	11	18
大磯町	1	11	11	23	18	24	18	20	18	27
二宮町	0	2	0	6	10	10	0	5	5	7
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	1	0	1	1	5	2	4
松田町	0	0	2	6	0	0	0	1	0	0
山北町	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
開成町	0	2	0	0	5	9	5	12	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	7	0	3	0	0	0	6	0	0
愛川町	8	8	7	10	14	18	4	13	16	28
清川村	0	1	2	2	1	5	0	0	0	0
<b>県所管計 (B)</b>	<b>858</b>	<b>1,703</b>	<b>880</b>	<b>1,903</b>	<b>596</b>	<b>1,435</b>	<b>465</b>	<b>1,420</b>	<b>742</b>	<b>1,848</b>
<b>県合計 (A)+(B)</b>	<b>1,462</b>	<b>3,929</b>	<b>1,079</b>	<b>2,796</b>	<b>625</b>	<b>1,921</b>	<b>497</b>	<b>2,006</b>	<b>756</b>	<b>4,411</b>
各年度4月データ比	268.7%		259.1%		307.4%		403.6%		583.5%	
前年増減	△ 577	△ 123	△ 383	△ 1,133	△ 454	△ 875	△ 128	85	259	2,405
前年比	71.7%	97.0%	73.8%	71.2%	57.9%	68.7%	79.5%	104.4%	152.1%	219.9%

#### 問合せ先

神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課  
 課長 寺岡 電話 045-210-4660  
 副課長 川上 電話 045-210-4661

## 保育所等利用待機児童数調査要領

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

1. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
  - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
  - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
  - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等)

2. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。
3. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
  - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
  - (2) 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの)
  - (3) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
  - (4) 企業主導型保育事業
4. いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。
5. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、待機児童数には含めないこと。
6. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

7. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するもの（3. の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設を含む。）とすること。

- (1) 開所時間が保護者の需要に合っている。（例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。）
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。）

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

8. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認